

広島県告示第千三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
信友住宅西三地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十八年四月二十七日広島県告示第五百三十号（以下「告示A」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を平成五年二月四日広島県告示第九十九号（以下「告示B」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱八号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号及び二号は「告示A」で指定した土地に存する標柱五号及び四号と同一とする。また、標柱七号及び八号は、「告示B」で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

郡市・区		町・丁目	字	地番	標柱番号
三原市		大畑町	西宮二丁目	七六二番	標柱一号
				三六三番一	標柱二号及び六号
				三六二番一	標柱三号から五号まで
				三五八番一	標柱七号
				七四三番	標柱八号
				七四八番一	標柱九号
				七五一番	標柱十号
		西宮二丁目			